

役員報酬並びに費用に関する規程

(目 的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人こども未来ネットワーク（以下「当法人」という）の役員報酬に関する事項を定める。

(適用範囲)

第2条 本規程は、法人の役員について適用する。

(報 酬)

第3条 当法人の役員は無報酬とする。ただし、職員兼務役員の職員分の賃金については、別に定める賃金規定による。

(費 用)

第4条 当法人の役員には職務を執行するにあたり要した費用を支払うことができる。

(改 廃)

第5条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

本規程は、平成28年6月6日から施行する。

本規程は、2019年度から改訂施行する。